

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 総務省・内閣官房
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）	
要望項目名	日本郵便株式会社に対する事業所税の非課税範囲の拡充	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設に係る事業所税は非課税措置の対象となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置の範囲について、日本郵便株式会社法第4条第1項第2号及び第4号についても非課税措置の対象とすることを要望。</p>	
関係条文	地方税法第701条の34第3項第25の2号	
減収見込額	(初年度) ▲300 (▲2,800) (平年度) ▲300 (▲2,800) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。</p> <p>(2) 施策の必要性 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行により、日本郵便株式会社は、従来の郵便法において課されていた郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課されることとなった。</p> <p>日本郵便株式会社の事業所税の非課税については、郵便事業及び印紙売りさばき事業に限り、措置されてきたところであるが、これは、「郵便事業に関しては民営化後も公共性の高いサービスであるとして非課税措置を行うもの」と民営化論議の中で整理されたものと認識している。</p> <p>今回の改正法により見直された郵政民営化のスキームは、従来の郵政民営化のスキームと異なり、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについても、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、他の民間金融機関から提供される同様のサービスと比して、経営判断により提供地域を限定することができないものとなっている。従って、いわば、日本郵便株式会社により提供される貯金・保険の基本サービスについては、郵便事業同様、公共性の高いサービスとすることができる。更に、改正前の金融サービスは郵便局株式会社の任意業務となっていたが、改正後は必須業務と位置づけも変更となっている。</p> <p>以上から、これまでの郵便業務の用に供する施設の非課税措置に加え、郵便局において行う金融窓口業務の用に供する施設は、事業所税の非課税の範囲に合致するものである。</p>	
本要望に対応する縮減案		
	ページ	9—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられている間
	同上の期間中の達成目標	郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置が拡充された場合、日本郵便株式会社の負担の節減効果が見込まれ、その結果、郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	日本郵便株式会社は、郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課されるとともに、全国に郵便局を設置する義務も引き続き負うことになる。一方、経営状況が厳しい中、合併による効率化が具体的に現れるまでには、一定の時間を要する。 本要望の措置は、厳しい経営状況にある中、日本郵便株式会社は日本全国の郵便局ネットワーク水準を維持し、ユニバーサルサービスを安定的に提供していくことに資することから妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>郵便事業株式会社  平成23年度：約23億円、平成22年度：約23億円  平成21年度：約22億円、平成20年度：約23億円</p> <p>郵便局株式会社  平成23年度：約5億円、平成22年度：約5億円  平成21年度：約5億円、平成20年度：約5億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>郵便事業株式会社及び郵便局株式会社による郵便のユニバーサルサービス並びに郵便局ネットワークの水準の維持に資している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成19年度に要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>9—3</p>